

京都市告示第500号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 3年 1月 7日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
嵯峨経208号線	右京区嵯峨鳥居本仏餉田町23番地の3地先から 同町24番地の3地先まで	旧	メートル 21.60	メートル 4.18
		新	21.60	4.18 ~ 6.03
桂緯11号線	西京区上桂大野町14番地の10地先から 同町14番地の9地先まで	旧	15.50	0.90
		新	15.50	1.64 ~ 2.40
檜原経15号線	西京区檜原塚ノ本町10番地の6地先内	旧	8.60	3.75 ~ 4.20
		新	8.60	3.88 ~ 4.20
檜原12号線	西京区檜原塚ノ本町10番地の7地先から 同町10番地の6地先まで	旧	29.80	5.20 ~ 6.00
		新	29.00	6.00 ~ 8.58
松尾松室経10号線	西京区松室中溝町38番地の2地先から 同町34番地の1地先まで	旧	15.50	4.46 ~ 6.50
		新	14.50	4.47 ~ 8.30

松尾松室緯 6号線	西京区松室中溝町34番地の1地先内	旧	57.40	4.02 ~ 4.60
		新	57.40	6.00 ~ 6.26
久我11号線	伏見区久我西出町5番地の15地先内	旧	144.80	3.00 ~ 9.05
		新	144.80	8.02 ~ 9.08

(建設局土木管理部道路明示課)